

再委託等の契約における暴力団排除に関する特約

発注者(委託者を含む。以下同じ。)及び受注者(受託者を含む。以下同じ。)は、尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。)第7条及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱(平成25年7月実施。以下「要綱」という。)の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を講じることとし、以下の各項のとおり合意する。

- 1 受注者は、暴力団(条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団密接関係者(同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)(以下これらを「暴力団等」という。)とこの業務の一部について締結する業務委託契約その他発注者と締結した契約(以下「この契約」という。)の履行に伴い締結する契約(以下「再委託等の契約」という。)を締結してはならない。
- 2 受注者は、当該者を発注者とする再委託等の契約を締結する場合には、この特約に準じた条項を含んだ再委託等の契約を締結しなければならない。
- 3 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告しなければならない。
 - (1) 再委託等の契約の受注者が暴力団等であることが判明したとき。
 - (2) この契約の履行に関して暴力団等からの妨害その他不当な手段による要求(以下「不当介入」という。)を受けたとき。
 - (3) 再委託等の契約の受注者から当該者が発注した再委託等の契約におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。
- 4 発注者は、受注者及び再委託等の契約の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、それらの役員等(要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。)の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
- 5 発注者は、元請契約の発注者を通じて、受注者から提供された情報を所轄の警察署長に提供することができる。
- 6 発注者は、元請契約の発注者を通じて、受注者が暴力団等であるかどうかについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。
(警察署長から得た情報の利用)
- 7 元請契約の発注者は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、他の業務において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関(尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)第2条第1号に規定する実施機関をいう。)に提供することができる。
- 8 発注者は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、再委託等の契約(発注者の解除権、解除に伴う措置等)の規定を準用する。
 - (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が暴力団等であることが判明したとき。
 - (2) 受注者が再委託等の契約に当たり、その相手方が暴力団等であると知りながら、その契約を締結したと認められるとき。
 - (3) 受注者が、請負等業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、受注者に対し、当該第三者との間で契約を締結しないこと(既に当該第三者との間で契約を締結している場合にあつては、当該契約を解除すること)を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、受注者が正当な理由なく当該契約の条項に違反し、その違反により暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 9 前項の規定による解除に伴い、受注者又は再委託等の契約の相手方その他関係者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 10 受注者がこの契約(暴力団排除に関する部分に限る。)及び暴力団排除に関する特約の各条項に違反したときには、契約の解除、損害賠償請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べることはできない。